

非常勤職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する規程

昭和60年4月1日

東京都公安委員会規程第4号

(目的)

第1条 この規程は、実施機関たる東京都公安委員会（以下「公安委員会」という。）が委嘱し、又は任命した非常勤職員及び職員の遺族に支給する公務上の災害及び通勤による災害（以下「公務災害等」という。）に伴う見舞金（以下「見舞金」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(職員)

第2条 この規程において「職員」とは、公安委員会が委嘱し、又は任命した職員で、東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年東京都条例第114号）第2条の規定に該当する非常勤職員をいう。

(見舞金の種類等)

第3条 職員の、公務災害等に対する見舞金の種類、内容及び手続については、東京都職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する規則（昭和46年東京都規則第169号。以下「規則」という。）第3条から第11条までの規定の例による。

2 前項の規則の適用に当たっては、同規則中「知事」とあるのは「公安委員会」と、「所属長」とあるのは「警視總監」と読み替えるものとする。

(事務処理)

第4条 この規程による見舞金の支給の事務については、警視總監が行うものとする。

附 則

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。